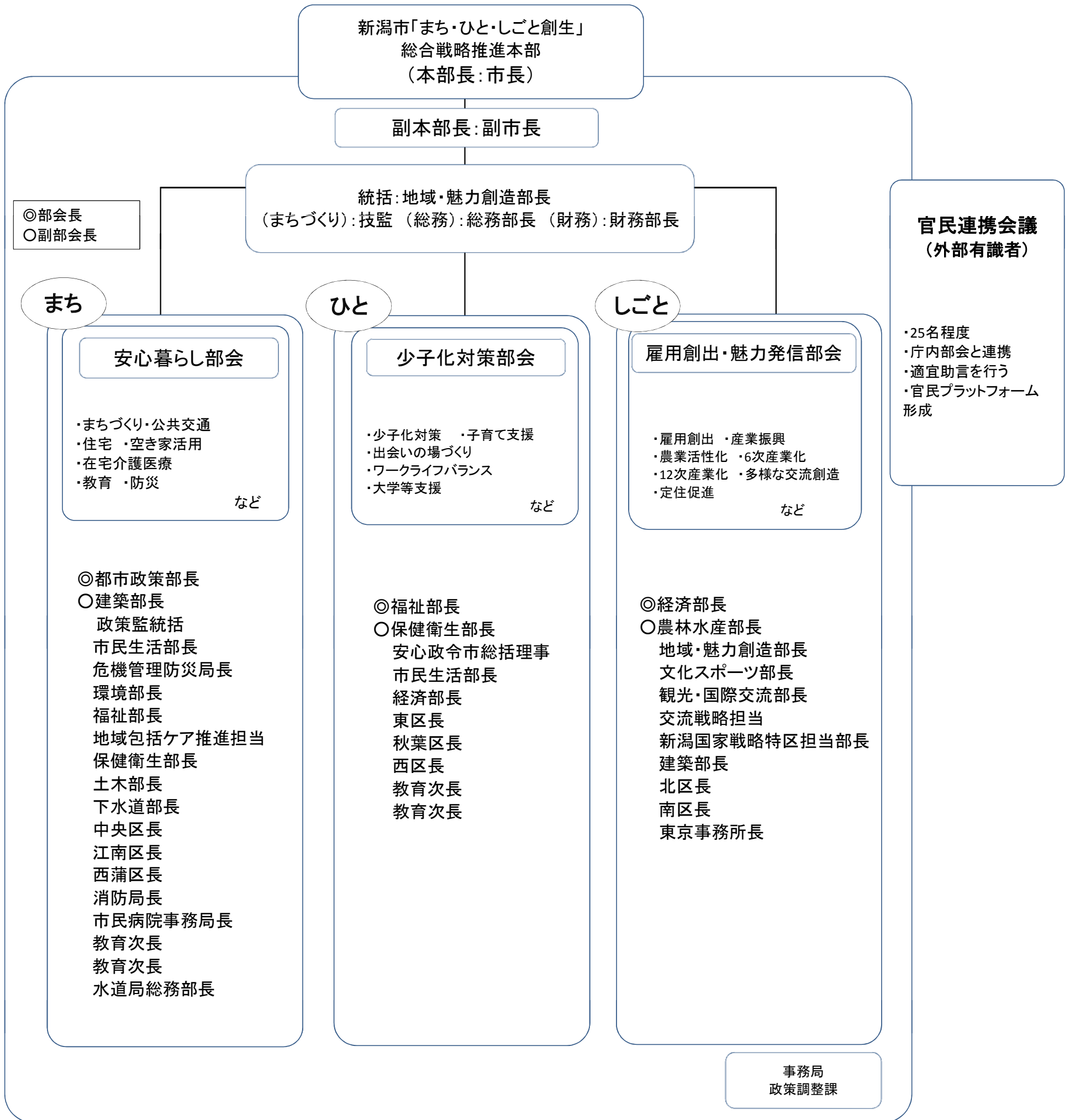


新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部 部会の設置について



新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略本部 設置要綱(抜粋)

(部会の設置)

- 第6条 本部長が必要と認めるときは、部会を設置することができる。
- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。この場合において、部会長は、事前に統括及び他の部会長との協議を経なければならない。
- 3 部会名、部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を統括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部会に幹事課を置く。
- 8 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。
- 9 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。